

国内居住要件について

■ 国内居住要件の取り扱いについて

1 国内居住要件の考え方について

被扶養者の住所については、住民基本台帳に住民登録されているかどうか（住民票があるかどうか）で判断し、住民票が日本国内にある者は原則、国内居住要件を満たすものとなります。このため、例えば、当該被扶養者が一定の期間を海外で生活している場合も、日本に住民票がある限りは、原則として国内居住要件を満たすこととなります。

ただし、住民票が日本国内にあっても、海外で就労しており、日本で全く生活していないなど、明らかに日本での居住実態がない場合は、国内居住要件を満たさないものとします。

2 国内居住要件の例外の考え方について

外国に一時的に留学をする学生等については、日本国内に住所がないとしても、日本国内に生活の基礎があると認められる者として、国内居住要件の例外として取り扱います。

3 国内居住要件に係る被扶養者の認定及び住所変更の添付書類について

(1) 日本国内に住所がある被扶養者の場合

共済組合においてマイナンバーを活用した情報連携又は地方公共団体情報システム機構からの機構保存本人確認情報の提供により当該認定対象者に係る住所情報を確認します。

(2) 日本国内に住所がない被扶養者の場合

被扶養者申告書及び組合員証（組合員被扶養者証）記載事項等変更申告書に国内居住要件の例外に該当する旨を記載し、それを証する書類等の添付をすることにより、国内居住要件の例外に該当することを確認します。

なお、書類が外国語で作成されたものであるときは、その書類に翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付してください。

<添付書類の例>

例外該当事由	添付書類
① 外国において留学をする学生	査証（ビザ）、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
② 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	査証（ビザ）、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
③ 上記に掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	上記のほか、個別に判断

※上表のほか、必要に応じて関係書類の提出を求めることがあります。